

社会福祉法人初花会役員及び評議員の報酬等 及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人初花会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法人の公益性に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、実際に担当業務を処理している者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員の内常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき設置されている者をいう。
- (5) 報酬等とは、法人から支給される報酬、賞与、退職手当であって名称の如何を問わない。
- (6) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い支給する交通費、旅費（食費、宿泊費、を含む）等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に対し職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 評議員の報酬額は、別表第1のとおりとする。

- 2 常勤理事の報酬は、別表第2のとおりとし、各々の役員の報酬月額は、理事長が担当業務内容により定めた報酬額を、理事会の承認のもとでその範囲内で定めるものとする。
- 3 非常勤理事の報酬は、別表第3のとおりとする。
- 4 常勤理事の賞与は別表第4のとおりとし、各々の賞与額は、理事長が理事会の承認のもとで、その範囲内で定めるものとする。
- 5 監事の報酬額は、別表第5のとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって、毎月一定の定まった日に支払うものとし、評議員及び非常勤役員にあつては、評議員会、理事会出席等、必要の都度支払うことができるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口

座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人の、評議員及び役員がその職務の執行に当たって必要とし、又は負担した費用弁償については、別に定める旅費規程に基づき、支払うものとする。

(退職慰労金)

第8条 この法人は常勤理事に対し、退職慰労金を支給することができる。常勤理事として大過なく常勤し、辞任又は退任した者に支給するものとし、死亡した者については、その遺族に支払うものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年8月26日から施行する。

附 則

この規程は平成27年3月27日から施行する。

附 則

この規程は令和3年3月30日から施行する。

別表第1 評議員の報酬

評議員会出席及び必要の都度、一日10,000円（源泉所得税控除後）を上限として支給することができる。

別表第2 常勤理事の報酬限度額

区分	支給基準額	摘要
理事長	月額 1,200,000円以内	月20日以上 <small>の常勤勤務</small>
施設長	月額 法人職員の給与規程	

支給時期・・・当月末締め翌月10日払いとする。（休日時は前営業日）

別表第3 非常勤理事の報酬

- 1) 非常勤理事長報酬 ①月額350,000円以内（業務日数10日以上／月）
②日額 30,000円以内（業務日数10日以内／月）

支給時期・・・当月末締め翌月10日払いとする。（休祭日時は前日）

2) 非常勤理事報酬

理事会出席、及び必要の都度、非常勤理事は一日10,000円（源泉所得税控除後）を上限として支給することができる。

別表第4 常勤理事の賞与

夏期、冬期にそれぞれ2ヶ月報酬額を限度として支給することができる。

別表第5 監事の報酬

理事会出席及び必要の都度、一日10,000円（源泉所得税控除後）を限度として支給することができる。